

2018 年 6 月 4 日
播本秀史

アジア神学セミナー

新井奥遼と田中正造—足尾鉍毒事件とキリスト教—

1. 田中正造 資料①
2. 新井奥遼 資料②
3. 足尾鉍毒事件 資料③
4. 田中正造の新井宛はがき 資料④
5. 足尾鉍毒事件その問題点
 - ① 富国強兵・殖産興業の弊 帝国憲法下の議会
 - ② 政界と財界の癒着
 - ③ 国に従う県
 - ④ 体制維持のための法律、命令等。
 - ⑤ 大学で学んだ人たち（学ありて心なきもの）の弊

① 明治 23 年の大洪水 翌 24 年第二帝国議会 12 月 18 日「足尾銅山鉍毒加害の儀に付質問書」答弁せず、議会解散後に答弁書「群馬、栃木両県下渡良瀬川沿岸に於ける耕地に被害あるは事実なれども、被害の原因に就ては未だ確実ならず」農商務大臣、陸奥宗光。
明治 33 年 2 月 17 日第十四帝国会議にて「亡国に至るを知らざれば、之れ即ち亡国の儀に付質問」5 日後の 2 月 21 日に答弁書「質問の旨趣要領を得ず、依て答弁せず。右及答弁候也」総理大臣、山県有朋。
はじめに谷中村潰しありき、鉍毒問題を治水問題にすり替え。

② 農商務大臣陸奥宗光の次男潤吉は古河市兵衛の養子。明治 36（1903）年 4 月市兵衛死去の後 2 代目社長 38 年 12 月死去。副社長は原敬が就任明治 38 年。翌 39 年内務大臣となる。翌 40 年 1 月谷中村に対する内閣の土地収用認定告示。（6 月の家屋強制破壊へ）。市兵衛の実子虎之助は第 3 代社長でその夫人は西郷従道（明治 21、22 年内務大臣）の娘。
明治 30 年鉍毒被害地の免租金額 172670 円。内足尾の鉍業税金額 22560 円。国家が 150000 円余負担。

③ 明治 39 年 4 月栃木県は未だ適応されていない（適応は 40 年 7 月 25 日）河川法を根拠に谷中村民が築いた仮堤防を破壊。同年 7 月、村会の決議を無視し、谷中村を藤岡町に合併。谷中村管掌村長、鈴木豊三村長を「泥棒」と呼んで官吏侮辱罪。

谷中村残留 19 戸中、堤内 16 戸の家屋強制破壊。

④ 川俣事件（明治 33 年 2 月）における兇徒嘯聚罪及び治安警察法。官吏侮辱罪。河川法。土地収用認定。文部大臣の命令で帝国大学学生の鉍毒地視察禁止。

⑤ 明治 23 年 12 月、足尾銅山実地検査のため、政府が派遣した農商務省鉍山局長和田維四郎、工科大学教授工学博士野呂景義は現物を見ないで（発注中）紛鉍採集気の効果を保証。これを武器として示談作戦が展開される。

明治 30（1897）年 3 月榎本武揚農商務大臣被害地視察→鉍業停止命令のはずが鉍業予防命令に変更。その功労者が工科大学（現東京工業大学）工学博士渡辺渡（明治 14 年頃から古河の技術顧問）鉍毒の防除設備が不完全を逆手にとる。改善の余地ありと。この予防命令は実質上、鉍業停止に至るものであったが、古河が頑張って予防工事を完成させた。それ以後、鉍毒問題は治水問題にすり替えられる。なお、この工事責任者鉍山監督局長南挺三は工事終了後、古河の番頭となる。

栃木県内務部長法学士堀口助治は栃木県の行為（堤防修繕費と谷中村民を救済するための栃木県災害土木費として与えられた国庫補助金を使って、谷中村を買い潰して瀧水地を設置した）を合法化した。

例外 農科大学の古在由直、東京法科大学出身の中村秋三郎。

6. キリスト者たち

内村鑑三、島田三郎、矢島樺子・潮田千勢子・島田信子「鉍毒被害地救済婦人会」、巖本善治、安部磯雄、木下尚江、

付録

富国強兵・殖産興業が国是であった時代に銅の輸出は重要であった。生糸の輸出も同じである。しかし、だからといって、鉍毒問題を治水問題にすりかえて谷中村を水没させてよいものか。「日本の亡国」ではないのか。民の命を大切に思わない国家の在り方が 15 年戦争へと繋がったのではないか。生糸で生計を立てていた秩父の民が欧州の経済不況や松方財政によって「身代限り」（破産）になる状況を、なぜ権力側・持てる側は一顧だにしなかったのか。同情・共感のかけらも見えない。そこには同じ人間として見ようとしなない深刻な差別意識がある。治安・秩序を守るべき警察は権力側・持てる側の秩序を守るために働き、権力装置の最たる軍隊はその弾丸を自国の民に放った。法律さえ、権力側・持てる側の秩序を守るためにあった。現在はどうであろうか。

播本秀史『道徳教育の行方』(ヴェリタス書房, 2015 年)